

介護保険利用の際の手続き

(2016年愛知自治体キャラバンまとめ)

- (1) 介護保険利用の際の手続きについて、次の2点を陳情した。
- ① 介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。
 - ② ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。
- (2) 介護保険利用の相談時の対応については、どこも国のガイドラインに沿った回答であり、相談時の聴き取りのうえで、要介護申請の希望には応えるという内容であったが、窓口で専門家がいなかった場合の対応が基本チェックリスト優先とならないか、危惧がある。
- (3) ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への委託をできないとする自治体はないが、委託料について現行額以上を考えている自治体もなかった。

市町村名		項目
1	名古屋市	<p>① 区役所、支所及びいきいき支援センターにおいて、サービスの利用などに関するご相談を受けたときは、新しい総合事業のサービスや介護サービスについて十分にご説明させていただいております。</p> <p>そのうえで、ご本人様が要支援・要介護認定の申請を希望された場合は、これまでと同様に申請書を受理させていただいております。</p> <p>② 新しい総合事業の開始に伴い新たに創設した介護予防ケアマネジメントにつきまして、給付管理を必要とするサービスを利用される場合においては、居宅介護支援事業所への委託を可能としております。</p> <p>また、委託料につきましては、現行の介護予防支援の介護報酬と同額としていただいております。</p>
2	豊橋市	<p>① 相談内容をお伺いした上で、必要なサービスにつながるよう御案内します。</p> <p>② 今後検討して参ります。</p>
3	岡崎市	<p>① 窓口で介護保険利用の相談があった際には、聴き取りをする中で、認定が必要な方は申請を、認定を受けなくても他のサービスを利用することにより介護予防につながる方であれば、チェックリストを行うことにより「生活支援・介護予防サービス」が受けられるようご案内をしていきたいと考えています。要介護認定申請を希望される方には、適切に対応してまいります。</p> <p>② 予防給付と同様、委託は可能です。</p>
4	一宮市	<p>① 新しい総合事業が始まった場合には、本人や家族の状況及び利用したいサービスを聴き取り、要支援認定を受けるか、基本チェックリストのみで良いかを判断し、申請を受け付けることとなります。</p> <p>② 介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが実施し、現行と同じように居宅支援事業所に委託可能とする予定です。介護予防支援サービス費の上限は従来通りと国が定めているため、委託料は現行通りの予定で、現行額より高くなることはありません。</p>
5	瀬戸市	<p>① 基本チェックリストは、必ずしも要介護認定を受けなくても、必要なサービスを利用できるように本人の状況を確認するために用いるものとされており、国が示したガイドラインでは、明らかに要介護認定が必要な場合や本人等が専門的サービスを希望されている場合は、要介護認定の申請手続きにつなぐこととなっております。</p> <p>② 国が示したガイドラインでは、介護予防ケアマネジメントは、予防給付の介護予防支援と同様、利用者本人が居住する地域包括支援センターが実施するものとされ、市町村の状況に応じて地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所に対する委託も可能とされており、今後必要に応じて検討してまいります。</p> <p>現行額以上の委託料の保障については、考えておりません。</p>

市町村名		項目
6	半田市	①「介護予防・日常生活支援総合事業」は介護認定の申請を制限するものではなく、利用者本人の意思に基づき申請していただくことができます。また平成29年4月（現行相当サービスについては平成29年3月）からの実施に向けて、相談対応や基本チェックリストの実施について、相談窓口等詳細な仕組みを現在検討しております。 ②「介護予防ケアマネジメント」については単価等詳細な仕組みを現在検討しております。
7	春日井市	①介護保険利用の相談があった場合は、介護サービスや新しい総合事業について十分に説明をし、その上で、要支援・要介護認定の申請を希望された場合は、申請を受付します。 ②ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への委託については、現行の予防給付と事業所の要件は同条件で委託できることとしており、委託料についても予防給付と同額としています。
8	豊川市	①介護保険利用の相談があった場合は、本人の状況と意向を確認した上で、要介護認定等の申請、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業の説明を行い、総合事業のみ利用の場合は基本チェックリストのみで事業対象者となり、迅速なサービスの利用が可能であること、必要な時は要介護認定の申請が可能であることなどを十分に説明し、必要なサービスにつなぐことが基本的な対応であると考えます。 ②現行の介護予防ケアプランは、地域包括支援センター（居宅介護予防支援事業所）が行うのが基本であり、介護予防ケアマネジメントについても同様に考えます。ケアマネジメントの単価は予防給付の報酬単価以下の単価を市町村が定めることと示されており、他市の情報収集や関係機関との協議を行いながら、適切なケアマネジメント単価の水準について検討していきます。
9	津島市	①確認票により基本チェックリストか介護申請をして頂き、利用する方が必要且つ適切なサービス利用ができるように行います。 ②現行の予防給付と同様に実施します。ただし、総合事業における緩和Bにおいて、家事サポーターのみを使う場合は、初回のマネジメントのみとなります。
10	碧南市	①明らかに要介護認定が必要な場合や、予防給付や介護給付によるサービスを希望している場合には、チェックリストではなく、要介護認定の手続きを進めていきます。 ②介護予防ケアマネジメントについては利用するサービスが総合事業のみの場合は、原則、地域包括支援センター行います。また、居宅介護支援事業所へ委託する場合の委託料は現行並みを考えております。
11	刈谷市	①市や地域包括支援センターにおける受付時に、目的や希望するサービスについて丁寧に聞き取りを行い、予防給付や介護給付によるサービスを希望する場合には、要介護認定等の申請を案内します。 ②新総合事業におけるケアマネジメントについては、居宅介護支援事業所への委託を可能としております。委託料については、現在検討中です。
12	豊田市	回答なし
13	安城市	①相談の中で、希望するサービス等を聞き取った上で、申請受付か基本チェックリスト実施かの判断をします。 ②ケアマネジメントの額及び委託料については検討中です。
14	西尾市	①要介護認定の申請があれば受け付けます ②西尾市においては、予防給付のケアマネジメントは地域包括支援センターで行うことを原則としており、居宅介護支援事業所への委託は極めて少数です。
15	蒲郡市	①振り分けの発想はしません。相談により長寿課での受付または包括支援センターへのご案内をいたします。 ②現行と同様に委託を可能と予定しますが、委託料は現行以上と考えてはおりません。

市町村名		項目
16	犬山市	<p>①総合事業においては地域の実情に応じた多様なサービスを、要介護認定をすることなく、基本チェックリストにより迅速に利用することが可能になります。今までどおり、要介護認定申請の希望がある場合は申請を受け付けるため、ご本人の状態や希望により適切に振り分けを行ないます。</p> <p>②現行サービス相当については、今後も居宅介護支援事業所への委託を可能にする予定で検討しています。</p>
17	常滑市	<p>①相談があった場合は、受付時に相談の目的や希望するサービスを聴き取るなど、一律に基本チェックリストで振り分けるのではなく、相談者の意向を確認しながら適切な振り分けができるように努めます。総合事業のみを希望する方に対しては、基本チェックリストによる判定で、迅速なサービスの提供に努めます。</p> <p>②ケアマネジメントについては、現行同様、居宅介護支援事業所への委託は可能と考えております。委託料については、近隣市町の状況等を勘案して、現行額を上限として検討中です。</p>
18	江南市	<p>①国の指針に基づき、実施します。</p> <p>②包括的支援事業全体の円滑的な実施を考えた上で、地域包括支援センターが業務の一部を指定居宅介護支援事業所へ委託し、当該事業所の介護支援専門員によって実施することも可能ですが、現行額以上の委託料を保障することはできません。</p>
19	小牧市	<p>①総合事業については、現在制度設計中であり、申請手続きについても検討をしているところであります。今回の内容は、貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p> <p>②総合事業については、現在制度設計中であり、ケアマネジメントの方法についても検討をしているところであります。今回の内容は、貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
20	稲沢市	<p>①介護保険利用の相談があった場合には、利用者の状態や希望をよく把握したうえで、要介護認定申請と「基本チェックリスト」の適切な案内に努めます。</p> <p>②総合事業においても、ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とする予定にしております。</p> <p>委託料については、国のガイドラインをふまえ、適切な単価を今後検討してまいります。</p>
21	新城市	<p>①基本チェックリストの運用については、現在、総合事業の開始に向けて検討しているところですが、ご本人の意思を尊重した形でやっていく方向で進めています。</p> <p>②ケアマネジメントの委託については現行のとおり行っていくこととなっています。</p> <p>委託は地域包括支援センターと居宅介護支援事業所で行われています。なお、ケアマネジメントAについては、現行額としています。</p>
22	東海市	<p>①介護保険利用の相談があった場合は、利用者本人や家族との面接にて基本チェックリストの内容をアセスメントによってさらに深め、利用者の状況や希望等も踏まえて、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービス利用につなげていきます。</p> <p>②ケアマネジメントは、国の指針に従い原則予防給付の介護予防支援と同様の取扱いで検討しています。</p>
23	大府市	
24	知多市	
25	知立市	<p>①相談者の意思に反して基本チェックリストにより振り分けを行う予定はありません。</p> <p>②現行相当を予定しています。</p>
26	尾張旭市	<p>①本市では、要介護認定申請を原則としながら、速やかなサービス利用が必要な方には、基本チェックリストを活用する等、相談者の状況やサービス利用の意向を聞き取った上で、適切なサービスの振り分けを実施する予定です。</p> <p>②現行の予防給付の介護予防支援と同等の内容で検討しております。</p>
27	高浜市	<p>①高浜市では、直営の地域包括支援センターで相談及び利用申請の受付を行っています。窓口では、これまでどおりアセスメントを行い、サービスや手続き等について十分な説明をした上で、認定申請または基本チェックリストの実施に繋げています。</p> <p>②介護予防ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所へ委託を行っています。委託料の額は、現行と同額です。</p>

市町村名		項目
28	岩倉市	<p>①介護保険利用の相談があった場合は、利用者本人の状態や希望するサービスを聞き取ったうえで、明らかに要介護認定が必要な場合や訪問介護・通所介護以外の介護予防給付のサービスを希望している場合は、要介護認定の申請手続きをしていただきます。</p> <p>訪問介護と通所介護以外の介護予防給付サービスの利用希望がなければ、基本チェックリストを実施して、事業対象者と判定した場合は、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行い、身体状況や希望に合ったサービスを利用できるように調整します。</p> <p>なお、利用者の状況の悪化など変化があれば、再度、相談に応じて、必要なサービスや認定申請につなげられるよう努めていきたいと考えています。</p> <p>②介護予防ケアマネジメントは、原則、地域包括支援センターが実施するものです。ただし、居宅介護支援事業所への委託については、担当件数などの状況で地域包括支援センターとともに検討していきます。委託料については、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインにより、予防給付の単価以下の単価を市町村が定めると示されていますので、総合事業の制度的な枠組みの中で適正な単価設定をしていきたいと考えています。</p>
29	豊明市	<p>①介護サービスの利用相談の際には、来庁者の心身の状態やニーズ等を丁寧に聞き取った上で、「要介護認定申請」や「基本チェックリスト」につなげていきます。</p> <p>②居宅介護支援事業所へのケアマネジメントの委託は、これまでどおり可能ですが、委託料は現行相当を基準とし、現行額以上は考えておりません。</p>
30	日進市	<p>①身体等の状態やサービスの利用意向等を勘案した上で、適切なサービス利用につながるよう要介護等認定申請の受付を行いたいと考えています。</p> <p>②居宅介護支援事業所への委託は可能とする方針ですが、居宅介護支援費以上の委託料設定とする方針はありません。</p>
31	田原市	<p>①要介護認定を要件としないサービスを希望する場合に限り、基本チェックリストによるアセスメントは早期にサービス利用へとつなげる有効な手段と考える。そのため、単に申請を受理するのではなく、どのようなサービス利用を希望されているかを聞きながら、認定申請を含め有効な方法により支援へつなげていきます。</p> <p>②平成30年4月の東三河広域連合による保険者統合に向け、調整・検討を行います。</p>
32	愛西市	<p>①相談窓口において、基本チェックリストを使用して状態を把握し、認定に至らない高齢者の自立支援・重症化防止につなげることも重要であります。希望される方には要介護認定申請の案内を行い、地域包括支援センターへつなげます。</p> <p>②介護予防ケアマネジメントについては、現行と同様に居宅介護支援事業所への委託も考えております。委託料は、介護報酬の単位を参考に設定します。</p>
33	清須市	<p>①国の示す「ガイドライン」に基づき適正に運用していきます。</p> <p>②国の示す「ガイドライン」に基づき適正に運用していきます。</p>
34	北名古屋市	<p>①相談者の意向をよく聞き取り、適切に案内していきます。</p> <p>②居宅介護支援事業所へは現行と同額の委託料で介護予防ケアマネジメントを委託しております。</p>
35	弥富市	<p>①介護保険利用の相談があった場合、まず聞き取りを十分に行い、チェックリストによる調査か要介護認定申請か制度を説明した上で選択していただき、地域包括支援センターへつなげています。</p> <p>②現行額を超える単価は、設定できないしくみです。</p>
36	みよし市	回答なし
37	あま市	<p>①窓口において希望する介護保険サービス内容を確認し、必要に応じて要介護認定申請を案内し、それ以外の方については、包括支援センター職員が基本チェックリストを用いてアセスメントを行う予定です。</p> <p>②ケアマネジメントの委託については現行どおり進めていく予定であり、委託料については、近隣市町村と調整のうえ、決定していく予定です。</p>

市町村名		項目
38	長久手市	①基本的には国から示されている「総合事業ガイドライン」等に沿って事務を行いたいと考えています。 ②総合事業のケアマネジメントについては現在検討中です。委託等の取扱いについては今後検討していきます。
39	東郷町	①要介護認定の申請があった場合、身体の状態を詳細に聞き取り、必要な場合のみ基本チェックリストを実施しておりますので、振り分けという形はとっておりません。 ②介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施するものですが、市町村の状況に応じて指定居宅介護支援事業所へ委託することが可能とされているため、東郷町でも状況に応じて委託可としています。 また、介護保険事業に係る費用の増大を抑制する必要があるため、現行額以上の委託料を設定することは考えていません。
40	豊山町	①平成27年度の介護保険法改正の趣旨を鑑み実施しています。 ②ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を行っています。また委託料については、近隣市町の動向に合わせています。
41	大口町	①「基本チェックリスト」につきましては、1つの判断材料として利用していくことを検討しており、他の要因も鑑みながら手続きを進めていく予定です。 ②全体に与える影響を総合的に考慮しながら、検討をしてまいります。
42	扶桑町	①希望されるサービスの内容により要介護の認定が必要な方には、要介護認定申請を行っていただきます。 ②ケアマネジメントについては、制度上居宅介護支援事業所への委託は可能で、詳細について検討していきたいと考えております。
43	大治町	①要介護認定申請を拒むものではありません。 ②今後、他の市町村の動向、給付費抑制も踏まえ、検討していきます。
44	蟹江町	①法令どおり行っています。 ②法令どおり行っています。
45	飛島村	①相談時に十分状況や希望するサービス等を聞き取り、必要時は訪問して状況を見極めてから振り分けを行う。 ②委託料は業務の内容によって適切に契約を行っている。
46	阿久比町	①今年度は、現行どおりの認定申請で実施しています。総合事業は平成29年4月に移行します。国の示す利用の流れで考えており、基本チェックリストは行います。その上で認定申請が必要な状況になった場合には、すみやかに申請を行います。申請相談窓口は、介護保険、地域包括支援センターで実施し、相談内容、サービス内容を確認し必要なサービスを提供したいと考えています。 ②健康介護課現行どおりで実施しています。委託料については、事務手数料を取らずに委託支払いをしています。平成29年4月からについては、検討中です。
47	東浦町	①介護保険利用の相談があった場合は、利用者本人や家族との面接にて基本チェックリストの内容をアセスメントによってさらに深め、利用者の状況や希望等も踏まえて、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービス利用につなげていきます。 ②ケアマネジメントは、国の指針に従い原則予防給付の介護予防支援と同様の取扱いで検討しています。
48	南知多町	①明らかに要介護認定が必要な場合や予防給付や介護給付によるサービスを希望している場合等は、要介護認定等の申請の手続きにつないでいきます。 ②介護予防ケアマネジメントについては、地域包括支援センターが実施するものとするが、委託も含めて、どのような実施体制が望ましいか検討していきます。
49	美浜町	①介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインにより、適切な手続きを検討していきます。 ②委託については、利用者にとって不利にならないよう配慮し、委託費については地域包括支援センターと適正な協議を行っていきます。
50	武豊町	①国のガイドラインに従い、適切なサービスに繋げるような体制を整えます。 ②必要な方には従来通り利用できるよう実施体制を整えます。

市町村名		項目
51	幸田町	①明らかに総合事業でのサービスを利用したい方は基本チェックリストをおこない速やかにサービスへつなげられるようにしますが、介護保険給付のサービスを利用したい方は、要介護認定を受けていただく予定でいます。 ②国の基準に準じて対応していきます。
52	設楽町	回答に記載なし。
53	東栄町	①新しい総合事業については、現在検討中です。 ②現在検討中です。
54	豊根村	①全申請に対し、認定調査等を実施している。 ②社会福祉協議会へ委託実施しているが、過大な予算措置は行っていません。